

研究活動における不正行為に関する通報窓口について

1. 通報内容

本学における教職員等の公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為（下記の（１）～（５））及び研究費の不正使用に関する通報、告発等

（１）捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

（２）改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

（３）盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は文章を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

（４）同じ研究成果の重複発表

（５）不適切なオーサーシップ

研究論文の著者としての資格を有しない者を著者としてあげる行為又は著者としての資格を有するものを著者から除外する行為

2. 通報方法及び通報窓口

（１）通報方法

原則、実名等身分を明らかにした上で、面談、書面、電話、FAX または電子メールのいずれかの方法で連絡する。

（２）通報窓口

岐阜市立女子短期大学 事務局 総務管理課 庶務会計係

〒501-0192 岐阜市一日市場北町7番1号

TEL 058-296-3131

FAX 058-296-3130

E-mail office11@gifu-cwc.ac.jp

3. 通報者の保護等

通報者の秘密は守られます。ただし、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や刑事告発する場合があります。